

那政委第7号 令和7年度おためし地域おこし協力隊活動支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、令和7年度おためし地域おこし協力隊活動支援業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

那政委第7号 令和7年度おためし地域おこし協力隊活動支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「那政委第7号 令和7年度おためし地域おこし協力隊活動支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

(4) 委託料上限額

金2,750,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務等における那珂市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 参加意向申出書及び企画提案書の受付期間において、那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項（平成29年那珂市告示第30号）及び那珂市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要項（平成29年那珂市告示第31号）の規定による指名停止を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けたものであること。
- (5) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 応募に係る提出すべき書類及び提案書その他提案者が提出する資料等に虚偽の記載がないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 地方公共団体等が発注した類似業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。

## 5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

参加意向申出書受付開始	令和7年 5月 9日（金）
質問書締切	令和7年 5月15日（木）午後5時まで
回答書閲覧	令和7年 5月20日（火）
参加意向申出書提出締切	令和7年 5月21日（水）午後5時まで
企画提案書提出締切	令和7年 5月23日（金）午後5時まで
企画提案書審査	令和7年 5月26日（月）から 令和7年 5月30日（金）まで
審査結果通知	令和7年 6月 3日（火）
契約締結予定日	令和7年 6月 5日（木）

## 6 参加意向の申出

### （1）提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出すること。

- ア 【様式1】参加申出書
- イ 【様式2】宣誓書
- ウ 【様式3】法人等の概要書
- エ 決算書

### （2）提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時まで ※郵送の場合は、令和7年5月21日（水）必着

### （3）提出方法

- ア 持参又は郵送の方法による。
- イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書在中」と朱書きすること。）とする。

### （4）提出場所

「14 提出・問い合わせ先」参照

### （5）参加の辞退

参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第4号）により、その旨を記述し、令和7年5月23日（金）までに提出すること。

## 7 質疑及び回答

### （1）提出期限

令和7年5月15日（木）午後5時まで

### （2）提出方法

事前に電話連絡をした上、質問書（様式第5号）を使用し電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

### （3）提出先

「14 提出・問い合わせ先」参照

#### (4) 質疑への回答

質疑における回答は、令和7年5月20日（火）までに、市ホームページに掲載する。

### 8 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のより作成すること。なお、1者1提案のみとする。

- ア 企画提案書は、原則A4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判に折り込むこと。なお、枚数に制限はない。
- イ 企画提案書の様式は任意とし、必ず次の事項を含めて作成すること。
  - ① 会社概要及び類似事業の受託実績
    - ・過去5年間に、国や地方公共団体等が発注した、地域おこし協力隊募集のコーディネート業務や移住希望者を対象とした農業体験イベントや移住ツアーの企画などの関係人口の創出事業を受託した実績を記載すること。
  - ② 取組方針、提案コンセプト
  - ③ 事業内容
    - ・参加者を募集するための記事作成、広報活動、プロモーション及び参加者が申込を行うための手法について具体的に記載すること。
    - ・地域おこし協力隊を検討している方を対象とした、2泊3日の地域活動体験プログラムの企画と当日の運営。
  - ④ 全体的なスケジュールの作成
  - ⑤ 業務実施人員体制
  - ⑥ 見積額（総額、経費内訳、諸経費、消費税を明記すること。）

### 9 企画提案書等の提出

#### (1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時まで ※郵送の場合は、令和7年5月23日（金）必着

#### (2) 提出方法

- ア 持参又は郵送の方法による。
- イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。）とする。

#### (3) 提出場所

「14 提出・問い合わせ先」参照

#### (4) 提出部数

7部

#### (5) その他

提案書を受理した後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、市が補正等を求める場合には、この限りではない。

### 10 選定方法

「令和7年度おためし地域おこし協力隊活動支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委

員会」という。)において、以下のとおり実施する。

(1) 審査方法

書類審査

(2) 審査方法

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「那政委第7号 令和7年度おためし地域おこし協力隊活動支援業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき実施する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、参加者すべてに文書にて通知するとともに、市ホームページにおいて選定した事業者名を掲載する。

審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 1 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の内容に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しなかった場合
- (4) 見積書記載金額が委託料上限額を超過している場合。
- (5) 「4 参加資格」に掲げる資格を有しない者が提案書等を提出した場合

1 2 候補者選定後の契約に関する事項

- (1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議については、企画提案者の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

1 3 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で市に帰属するものとする。
- (3) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (4) 委託業務における制作物の著作権は、市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、市が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

1 4 提出・問い合わせ先

那珂市企画部政策企画課 地方創生グループ（担当：牧野・伊藤）

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

電話：029-298-1111（内線 438）  
メール：seisaku-k@city.naka.lg.jp